



2026年3月開始

モニタリング強化 型特別保証制度

資金調達コストの半減と、
強固な経営基盤を両立する
新たな一手

3年間の時限措置がもたらす3つの強力なメリット

令和8年（2026年）3月16日から令和11年（2029年）3月31日までの限定制度



資金調達コストの 大幅削減

国が信用保証料の「2分の1」を補助。事業者負担は0.23%~0.95%に抑制されます。



危機を未然に防ぐ プロの伴走

認定支援機関による月次モニタリング。経営悪化の予兆をいち早く捉え、確実な安定経営へ導きます。



最長10年の 長期安定資金

事業資金（運転・設備）として最長10年以内の保証期間。ゆとりある資金繰りを実現します。

なぜ今、新たな保証制度が創設されたのか

従来の「手遅れ」を防ぎ、タイムリーな支援体制を構築するためです。

これまでも中小企業への伴走支援は重視されてきましたが、企業の経営状況の変化をタイムリーに把握できず、危機が深刻化してから対応を始めるケースが多発していました。

金融機関、信用保証協会、認定支援機関が連携し、この「支援の遅れ」を根本から解消するのが本制度の最大の狙いです。



「毎月の報告なんて面倒だ」という誤解

月次情報の強制共有こそが、
自社を救う最大のセーフティネットになります。

銀行も業務が多忙であり、取引先の詳細な状況を常に把握できているわけではありません。

経営悪化に気づいた時には既に手遅れ、という最悪の事態。

本制度を利用することで、定期的に情報を共有する「仕組み」が強制的に作られます。この少しの手間が、結果として自社の命運を分ける安定経営へと直結するのです。



制度の利用要件と保証限度額

認定支援機関との強力な連携が条件となります。

利用要件

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。

※当該機関が「申込金融機関」である場合：
総借入金残高のうち、申込金融機関における
プロパー融資残高の割合が【5割以上】である
こと。

保証限度額

2億8,000万円

余裕のある事業資金の確保が可能です。

融資条件と仕組み（基本スペック）

柔軟な貸付形式と返済方法に対応しています。



保証割合

責任共有対象（80%保証）



対象資金

事業資金（運転資金・設備資金）



貸付形式

証書貸付 または 手形貸付



返済方法

一括 または 分割返済



保証期間

10年以内

（一括返済の場合は1年以内）



据置期間

運転資金：1年以内

設備資金・運転設備資金：3年以内

国による強力なコスト負担軽減措置

信用保証料の半額を国が補助し、資金繰りを直接的に支援します。

事業者負担
保証料率

0.23% ~ 0.95%

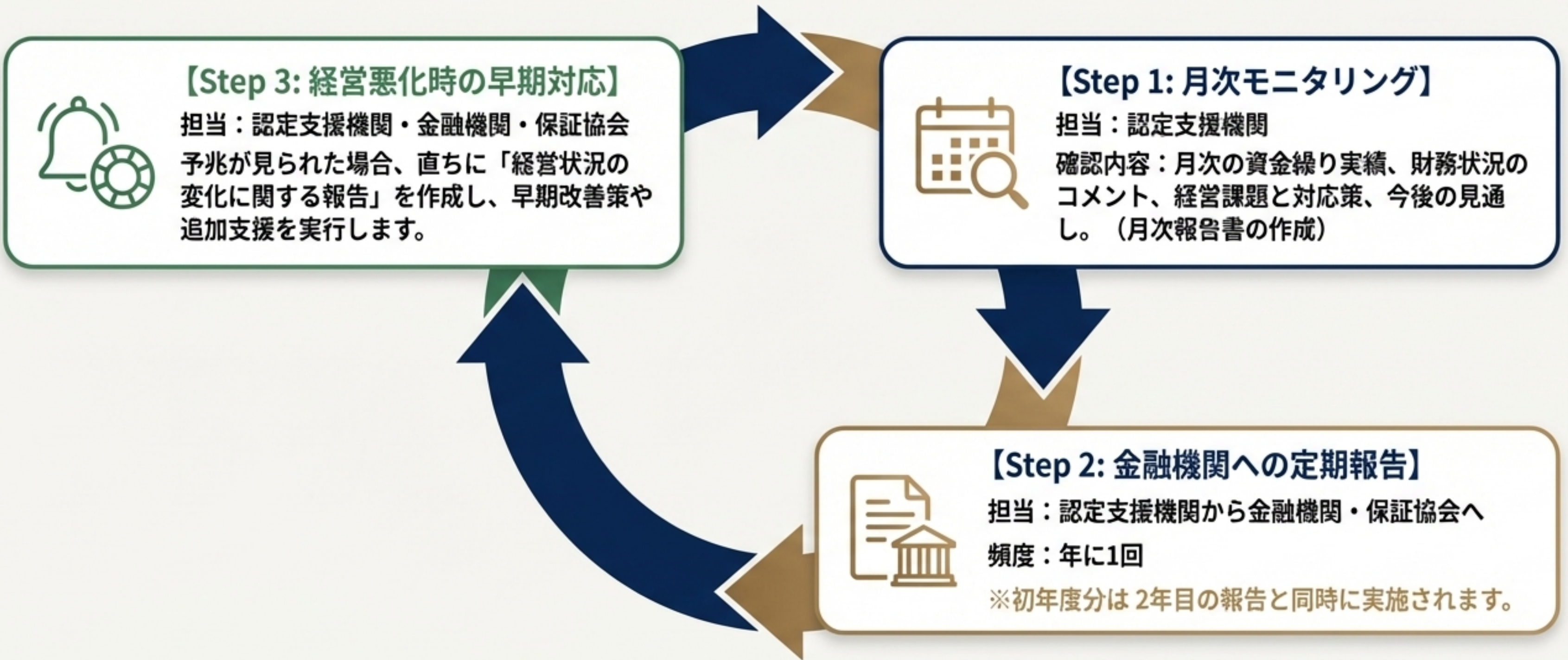
(国が信用保証料の1/2を補助)

- ✓ 保証人：必要に応じて徴求。
※法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。
- ✓ 担保：必要に応じて徴求します。
- ✓ 添付資料：保証協会所定の申込資料
+ 「申告書兼誓約書」

※ご注意事項 令和9年（2027年）4月1日以降の保証申込については、補助の有無や補助率が未定となっています。早期の検討をお勧めします。

実践：3段階のモニタリング・プロセス

融資実行の月から5事業年度目の決算月まで、確実な伴走サイクルを回します。



追加支援を起動する「早期警戒トリガー」

ピンチを隠すのではなく、いち早くアラートを鳴らすことで企業を守ります。

以下の予兆が確認された場合、別途「経営状況の変化に関する報告」が作成されます。



1. 短期的な資金ショート懸念

今後6か月以内に資金不足が懸念される時。



2. 外部環境による収益性の急激な低下

主要取引先の経営状況の悪化や取引条件の変更により、収益性が大幅に低下している場合。



3. 内部リソースの喪失による事業課題

社内人材の退職等により、営業力や技術力等に深刻な課題が生じる可能性がある場合。

年1回の報告でチェックされる「6つの重要財務指標」

モニタリング報告書では、ローカルベンチマークと共通する以下の指標で健康状態を診断します。



売上増加率



営業利益率



労働生産性



EBITDA有利子負債倍率



営業運転資本回転期間



自己資本比率

これらの数値を定期的に見つめ直すことが、財務体質強化への第一歩です。

2026年は中小企業金融の「大変革元年」です

同年5月には、さらなる重要制度がスタートします。

2026年5月開始予定
「企業価値担保権制度」

事業そのものの価値（ノウハウ、顧客基盤、将来性など）を担保として資金調達を可能にする新制度がいよいよ始動します。

モニタリング強化型特別保証制度と合わせ、自社の「見えない価値」や「日々の経営状況」を外部へ正確に伝える力が、今後の資金調達の鍵を握ります。

単なる「コスト削減」ではなく、 企業の「レジリエンス強化」へ

毎月のモニタリングは、金融機関との間に揺るぎない信頼関係を構築するための最良の投資です。

不確実な時代において、経営の孤独を解消し、危機の芽を早期に摘み取るこの制度は、中小企業にとって最強の盾となります。

来る2026年の制度開始に向け、自社の財務体質と管理体制のアップデートを今から始めましょう。

制度の詳細な活用方法や事前準備については、
認定経営革新等支援機関へご相談ください。

